

## IV 計画の推進体制

### 1 計画の周知

この計画を町民にお知らせし、障がいのある人への正しい理解を普及しながら、「障害のある人もない人も共に生きる島づくり」に向けて、障がいのある人の豊かな地域生活の実現に努めていきます。

### 2 計画の推進体制の確立

計画の推進体制においては、保健・医療・福祉・教育・就労等さまざまな関係機関の連携により推進しなければなりません。こうしたことから地域自立支援協議会を中心に関係機関と相互に連携しながら、障がい者のライフステージに応じた支援を行い、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、計画の推進体制を確立します。

### 3 国・県及び近隣市町との連携

本計画は、広域的に対応しなければならない施策もありますので、広域における障がい福祉サービス等の状況を踏まえながら、国・県や近隣市町と連携し計画の推進を行います。

また、国や県などの動向を把握しながら、計画の弾力的な運用を行うとともに、障がい者の多様化するニーズに対応するため、国・県・近隣市町との連携を図ります。

### 4 計画の評価・検討

計画策定後は、各年度において、施策の取り組み状況、サービス見込み量等の達成状況を徳之島地区地域自立支援協議会と連携・協力しPDCAサイクルを導入した点検、評価を行います。点検、評価の結果に基づいて所要の対策の実施に取り組みます。